⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資格申請書の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

下記＜１＞に掲げる競争参加資格のすべての事項に該当する単体有資格業者、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）を指名する。指名した者のうち、下記＜２＞に掲げる競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。なお、特定ＪＶは、下記＜１＞に掲げる競争参加資格のすべての事項に該当する者により構成され、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年８月22日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「和歌山地方合同庁舎建築工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

＜１＞　一次審査

資格申請書を提出した者で、下記⑴から⑿までの要件を満たす者のうち、一次審査の加算点の上位５者程度に含まれる者であること（５者を上限とし、選定枠内の加算点の最下位得点者が複数の場合は、そのすべての者を含む。）。加算点の算出方法は、入札説明書による。

なお、下記⑴から⑿までの要件をすべて満たす者の数が５者に満たない場合は、要件を満たす者すべてについて、一次審査における競争参加資格があると認める。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」に係る認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうち１社においては、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。特定ＪＶ又は経常ＪＶのその他構成員にあっては、経営事項評価点数が1,100点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうち１社は、平成10年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

１）建物用途　下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途

ａ）事務所・庁舎

ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記４）の建物規模以上ある複合用途建築物

ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積がその施設の延べ面積の過半である施設

２）構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３）階数　地上８階以上かつ地下１階以上

４）建物規模　延べ面積15,000㎡以上

５）上記１）から４）は同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は、平成10年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記６）から９）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

６）建物用途　下記のａ）、ｂ）又はｃ）の用途

ａ）事務所・庁舎

ｂ）事務所・庁舎部分の合計面積が、下記８）の建物規模以上ある複合用途建築物

ｃ）建物内の事務室、会議室、研修室及び研究室（実験室は除く）の合計面積がその施設の延べ面積の過半である施設

７）構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

８）建物規模　延べ面積3,000㎡以上

９）上記６）から８）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成10年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した上記⑸１）から５）までの要件をすべて満たす新築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（資格申請書の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

なお、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、上記１）から４）までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記１）及び４）の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、資格申請書の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑺　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして資格申請書及び二次提案を提出した場合、その構成員は単体として資格申請書及び二次提案を提出することはできない。

⑻　資格申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。